

守口市公園施設等包括管理業務委託業者公募型プロポーザル募集要領

1：業務の趣旨・目的

市が所有する公園施設等の維持管理について、これまで施設や業務ごとに発注していた樹木剪定、草刈り、遊具及び施設点検、公園内清掃等の複数業務を包括的に委託することにより業務の効率化と市民サービスの向上を図るため、民間企業の豊富な経験と高い専門性を活用することを目的する。

この要領は、企画提案型プロポーザル方式により、技術力・提案力に優れた業者を選定するためのものである。

2：業務概要

(1) 業務名

守口市公園施設等包括管理業務委託

(2) 業務内容

「守口市公園施設等包括管理業務委託仕様書」のとおりとするが、企画提案の内容を踏まえ、協議の上決定する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 上限額

総額 784,218,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

【業務委託料の内訳】

年度	価格(円)
令和6年度	142,038,000
令和7年度	156,162,000
令和8年度	161,366,000
令和9年度	162,326,000
令和10年度	162,326,000
総額	784,218,000

3：主なスケジュール（予定）

内容	日時
(1)1次審査に関する質問 提出期間	公告の日から令和6年1月11日 午後5時まで
(2)1次審査の質問に対する回答	令和6年1月15日
(3)1次審査に係る書類提出 締切	令和6年1月22日午後5時まで
(4)1次審査結果通知	令和6年1月24日
(5)2次審査に関する質問 提出期間	令和6年1月24日から令和6年1月29日 午後5時まで
(6)2次審査の質問に対する回答	令和6年1月31日
(7)2次審査に係る書類提出 締切	令和6年2月7日午後5時まで
(8)2次審査（プレゼンテーション及び ヒアリング）	令和6年2月14日
(9)選定結果通知	令和6年2月中旬頃予定
(10)契約内容の調整及び仕様書の確定	選定結果通知後
(11)契約の締結	令和6年2月中旬頃予定

4 : 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、グループで参加する場合（2）については、統括役割を担う企業が要件を満たしていること。
また、（3）～（9）については、すべての構成員が要件を満たしていること。

（1）参加者

- ① 参加者は、本業務を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とする。また、グループは統括役割を担う企業を除く構成員数を2者までとする。
 - ② グループで参加する場合は、統括役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続きを行うものとする。また、参加表明時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- （2）大阪府内に本店又は支店を有し、同所で本業務を遂行できること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （4）本業務の参加表明書提出時において、令和5年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- （5）守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- （6）守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- （8）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- （9）国税及び地方税を滞納していないこと。

5 : 参加手続等

（1）担当部署及び問合せ先

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市 都市整備部 都市・交通計画課
電話：06-6992-1679（直通） FAX：06-6992-1303
メールアドレス：Mori_toshikei@city-moriguchi-osaka.jp

（2）募集要領等の配布

- ア 配布期間：公告の日から令和6年1月22日まで
イ 配布方法：守口市ホームページからダウンロードする。

（3）応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

【1次審査】

- ア 提出期間：令和6年1月15日から令和6年1月22日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
※提出期間後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：上記（1）に同じ。
- ウ 提出方法：以下を、持参して提出すること。
・紙媒体・・・10部（正本1部、副本9部）
・電子データ（「紙媒体」をスキャンしたもの）を格納したCD-R
またはDVD-R 1部

【2次審査】

- ア 提出期間：令和6年1月31日から令和6年2月7日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
※提出期間後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：1次審査に同じ。
- ウ 提出方法：1次審査に同じ。

6：質疑・回答

【1次審査】

- (1) 受付期間：公告の日から令和6年1月11日まで 午後5時必着
(2) 質疑方法：電子メール（受信確認の電話を行うこと。）により、5（1）に提出すること。
(3) 質疑様式等：質問書（様式第1号）を、次の点に留意して提出すること。
- ア 電子メールの件名は「守口市公園施設等包括管理業務委託業者公募型プロポーザルに関する質問（提案事業者名）」とすること。
イ 質問者の会社名、部署名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
ウ 指定様式に質問の要旨を簡潔に記載すること。

- (4) 回答日 : 令和6年1月15日
(5) 回答方法 : 質問への回答は守口市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

【2次審査】

- (1) 受付期間 : 令和6年1月24日から令和6年1月29日まで 午後5時必着
(2) 質疑方法 : 1次審査に同じ。
(3) 質疑様式等 : 1次審査に同じ。
(4) 回答日 : 令和6年1月31日
(5) 回答方法 : 1次審査に同じ。

7：応募書類

（1）提出書類及び作成方法

【1次審査】

- ① 参加表明書（様式第2号）
グループで参加する場合は、統括役割を担う企業の代表者名で申し込むこと。
② グループ構成表（様式第3号）
グループで参加する場合は、構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担を記載すること。
また、構成員で交わされた合意書（連帯して保証する旨が記載されたもの）の写しを添付すること。
※構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。
③ 会社概要（様式第4号）
④ 業務実績表（様式第5号）
⑤ 統括責任者の業務実績報告書（様式第6号）
⑥ 業務組織体制図（様式第8号）
⑦ 価格提案書（様式第12号）
※提案の確実性を担保するため、様式第8号及び様式第12号は1次審査で提出すること。
ただし、当該様式の評価は2次審査で行う。

【2次審査】

- ① 業務実施方針提案書（様式第7号）
② 危機管理・安全対策の提案書（様式第9号）
③ 業務品質・効率性に関する提案書（様式第10号）
④ 独自提案書（様式第11号）

（2）提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
イ 採用された企画提案書に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。
ウ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
エ 提出された応募書類は返却しない。
オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8：評価方法等

(1) 評価基準

	項目番号	評価項目	様式	留意事項	委員一人当たり配点
1次審査	1	会社の概要 (実績)	様式第5号	・都市公園に関する公園管理業務の実績は豊富か。(最大5件) 公園管理業務：①指定管理業務、②公園施設等包括管理業務、③樹木剪定業務(請負金額1,000万円(税込)以上のもの)、④その他業務(樹木剪定業務(請負金額1,000万円(税込)未満のもの)、草刈り、遊具及び施設点検、公園内清掃等)の実績	10
	2	実施体制 (統括責任者の実績)	様式第6号	・統括責任者の公園管理業務の実績は豊富か。(最大5件) 公園管理業務：①指定管理業務、②公園施設等包括管理業務、③樹木剪定業務(請負金額1,000万円(税込)以上のもの)、④その他業務(樹木剪定業務(請負金額1,000万円(税込)未満のもの)、草刈り、遊具及び施設点検、公園内清掃等)の実績	5
2次審査	3	業務実施方針	様式第7号	・本業務の目的や必要性を理解し、市の要求主旨を把握しているか。 ・各業務が効率的で効果的な計画となっているか。	10
	4	実施体制	様式第8号 様式第9号	・実施体制(市・受託者・再委託者の役割分担等)が的確か。 ・シルバー人材センター及び就労継続支援を行う事業所の活用を促進しているか。 ・危機管理・安全管理対策は十分か。	15
	5	業務品質・効率性	様式第10号	・実施手法がこれまでの本市の業務品質及び効率性の水準を維持・向上させることが期待できるものか。実現可能な業務実施計画、適切な収支計画か。	15
	6	独自提案について	様式第11号	・効果が期待できる追加サービスや独自のノウハウの提案があるか。	20
	7	提案価格(税込み)	様式第12号	25点(満点)×全提案価格のうち最低価格／当該事業者提案価格=評価点	25
					100

(2) 【1次審査】業務実績等審査の実施

参加表明書、業務実績等に基づき、1次審査を実施する。

ア 実施方法：提出された書類に基づき、5者を選定する。なお、1次審査においては、最低点を設けないものとする。選定にあたり、点数が同点となった場合は、提案価格の金額が安価な者を優先する。

イ 結果通知日：令和6年1月24日

(3)【2次審査】プレゼンテーション及び提案審査の実施

ア 候補者の選定方法

審査は、応募書類及びプレゼンテーション、ヒアリングを基に評価点を算出する。1次審査及び2次審査の総合点が最も高い者を候補者、2番目に高い者を次点候補者とする。

最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を候補者として選定する。

なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で「価格提案書（任意様式）」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を候補者として選定する。

- イ アに関わらず、評価点が満点の6割未満の場合は、候補者として選定しない。
- ウ プrezentation及びヒアリングは令和6年2月14日（予定）に実施する。時間、場所については、1次審査の結果通知に併せて通知する。

エ 結果の通知

令和6年2月中旬、審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2（4）の上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9：選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において守口市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- （1）候補者名
- （2）全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額
- （3）委員の氏名等

10：契約手続

- （1）契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- （2）受注者は契約金額の100分の10の額（千円未満切上げ）の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- （3）契約代金の支払いについては、四半期毎とする。
- （4）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11：その他

- （1）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- （2）企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- （3）参加表明書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- （4）参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- （5）提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- （6）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。